

第 20 回総会 活動方針

〈総会スローガン〉

- ・ 憲法改悪阻止！ 安倍「働き方改革」反対！ 過労死と過労自死の根絶！
- ・ 「健康で安全に働く権利」をすべての働く人びとに！

はじめに

10月22日に投開票された総選挙で、自民党と公明党は憲法改正の発議に必要な3分の2以上の議席を確保しました。改憲容認の希望の党と維新の会を合わせれば改憲勢力が8割を超えました。今後、安倍9条改憲の動きがいつそう強まることが予想されます。憲法9条に自衛隊が明記され、戦争法にもとづいてアメリカと一緒に戦争をする自衛隊が合憲とされ、日本が「戦争しない国、戦争できない国」から「戦争する国、戦争できる国」となることを絶対に許すことはできません。日本で働くすべてのもののいのちと健康に重大で深刻な影響を与えることは明らかです。「働くもののいのちと健康を守るセンター」としても、安倍9条改憲を許さないことをさまざまな活動の前提・基本において活動を進めていきます。

安倍「働き方改革」関連法案が今後国会で審議されます。過労死ラインの時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度の導入と企画業務型裁量労働制の規制緩和など、絶対に許すことはできません。安倍「働き方改革」を許さず、安倍首相ですら口にせざるを得なくなっている「長時間労働の是正」、「過労死・過労自死の一扫」、そしてすべての働く人びとに「健康で安全に働く権利」が保障されることをめざしてとりくみます。

来年、いのちと健康全国センターは、1989年の結成から20周年を迎えます。これまでの到達点をふまえ、新たな前進と発展をしていこうではありませんか！

I この1年間のとりくみを振り返って

- 1 2016年12月9日、「第19回総会」を、平和と労働センター・全労連会館の2階ホールで開催しました。代議員・理事、傍聴者など96人が出席（2015年90人、2014年81人）し、21人が発言しました。討論の後、すべての議案を満場の拍手で採択しました。
- 2 12月17日、「建設アスベスト勝利に向け、国と建材メーカーの責任を問う」アスベスト学習会を、けんせつプラザ東京で開催しました。山下登司夫弁護士（全国じん肺弁護団連絡会議代表委員、首都圏アスベスト訴訟幹事長、いのちと健康全国センター副理事長）の講演「建設アスベスト訴訟の到達点と勝利に向けて」と4つの指定発言で、参加は90人でした。
- 3 2017年2月25日から26日にかけて、「第12回地方センター交流集会」を、石川県金沢市内の石川県平和と労働会館（1日目）および全労済会館（2日目）において開催しました。伍賀一道金沢大学名誉教授の記念講演「『働き方改革』をめぐる対抗といのち・健康を守る課題」、化学一般関西地本三星化学工業支部・田中康博書記長の特別報告、5つの指定発言、3つに分かれて分散会討論が主な内容で、参加は18県・中央で47人でした（内地元の石川からの参加者は11人）。

4 4月22日、「大規模災害時のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会」を、平和と労働センター・全労連会館の2階ホールで開催しました。主な内容は、田村昭彦副理事長の記念講演「大規模災害時の労働者のメンタルヘルス・過重労働対策を考える」、国土交通労組・山田貴徳中央執行委員、宮城県教組・笹川聡書記長、熊本県労連・重松淳平事務局長からの実践報告、質疑応答で、参加は37人でした。

5 5月10日、泉南アスベスト国賠第2陣訴訟の最高裁判決並びに2014年12月26日の同第1陣訴訟の和解条項をふまえた該当する被害者救済のための厚労省（石綿対策室）に対する緊急要請を実施しました。その後の5月30日、参議院厚生労働委員会で、共産党の倉林明子参議院議員の質問に答えて、塩崎厚労相は「直接該当者によりわかりやすいリーフを送る」ことを約束し、10月2日、厚労省は該当者（1958年5月から1971年4月の間に工場で石綿粉塵にさらされる作業に従事し、その結果石綿肺や肺がん、中皮腫などの健康被害を受けた労働者及びその遺族、2,314人）で住所・氏名が判明している人（756人）にリーフレットを送付しました。

6 6月16日、「単産代表者会議」を、平和と労働センター・全労連会館3階の全労連会議室にて開きました。岩橋事務局長の報告「安倍『働き方改革』をめぐる最近の動き」と4つの単産（日本医労連、生協労連、自治労連、全教）の特別報告と、それにもとづく討論・交流を行いました。参加は6単産11人でした。

7 「第2回労働安全衛生中央カレッジ」を、「労働安全衛生活動について系統的に学び、職場での実践力を確実に身につける」ことを目的に、現在開催中です。第1回カレッジは全国センター結成15周年記念事業の一環として開催しましたが、今回は関西で、1課・1泊2日、全4課で開催しています。

- ① 第1講義：7月15日～16日、大阪市内で開催。テーマは「労働組合と労働安全衛生活動」で、35人参加。
- ② 第2講義：9月9日～10日、大阪市内で開催。テーマは「労働時間と生活・安全・健康」と「職場調査の活かし方」で、44人参加。
- ③ 第3講義：10月28日～29日、京都市内で開催、テーマは「労災認定と職場復帰」と「健診結果の活用法」で、39人参加。

8 この1年間の研究会などの開催

- ① 労働基準行政検討会：5月26日、8月1日、10月27日、過労死等防止対策推進法関係の取り組み交流、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の見直し、労災認定・裁判闘争交流集会の開催準備など。過労死防止法は3年目の見直しの時期となり、意見提出を準備する。また、やはり過労死防止法制定後の過労死の労災認定基準の改定を求めることが必要であり、要請内容を検討します。
- ② メンタルヘルス研究会：2月16日、5月18日、9月13日、ストレスチェック義務化に対する今後の対応など意見交換。大災害時のメンタルヘルスの学習会を開催。

加盟労組に依頼して2016年に行ったストレスチェックについてのアンケートでは、労働安全衛生委員会の設置・開催はかなりの事業場で行われているが、メンタルヘルス対策については、「職場復帰プログラム」「心の健康計画」など40%台の作成となっています。また、ストレスチェックの

集団分析の実施は47.1%でした。

- ③ アスベスト対策委員会：3月8日、5月31日、9月6日、解体工事等に伴う石綿飛散防止についての要望書のとりまとめ、9月20日、日本共産党国会議員団とアスベスト飛散防止問題で懇談・意見交換
 - ④ SE労働と健康研究会：2月18日、6月24日、11月11日、SEブラックプロジェクトチェック10項目、情報サービス産業健全化に向けた提言案
 - ⑤ 化学物質ワーキンググループ研究会：12月18日、2月19日、7月2日、膀胱がん多発問題、「新しい学校安全衛生教育（小中高大学教員用教科書）」の発行
- 9 その他、他団体と共同のとりくみなど
- ① 「4・28労働安全衛生世界デー」厚労省前宣伝行動と厚労省交渉の実施（4月28日）
 - ② 建設アスベスト訴訟提訴9年決起集会（5月19日、日比谷野音、3,000人）
 - ③ 韓国訪問団の受入れ：7月11日、日本の労働者の長時間・過密労働、過労死・過労自殺の認定状況、安倍「働き方改革」の現状を説明、質疑応答・意見交換
 - ④ 2017年（第28回）じん肺キャラバン東京集結行動：10月18日・厚労省要請
～厚労省・環境省前キャラバン集結行動～キャラバン集結集会、10月19日・環境省・国交省要請、三井金属・住石マテリアルズ・三菱重工本社要請～キャラバン集結霞ヶ関デモ
 - ⑤ 職業がんをなくそう集会：（第3回）2月19日・東京（50人）、（第4回）7月9日・大阪（40人）、（第5回）10月15日・福井（30人）

II 働くもののいのちと健康をめぐる情勢の推移

1 情勢全般

(1) 政治情勢

安倍内閣・自公連立政権の憲法破壊と国政の私物化は目に余るものがあります。秘密保護法の強行（2013年12月）、集団的自衛権の行使容認の閣議決定（2014年7月）とそれにもとづく安保法制＝戦争法の成立強行（2015年9月）に続いて、この6月、共謀罪を強行し、平和憲法を踏みにじって「戦争する国」づくりを進めてきました。）また「森友・加計疑惑」に見られるように、安倍内閣の国政の私物化と疑惑隠しは許すことはできません。民意を踏みつけにするという点でも、沖縄県民の反対の声と選挙で示された民意を無視して名護市辺野古の米軍新基地建設の強行、原発再稼働反対の圧倒的多数の国民世論に挑戦するような相次ぐ原発再稼働の強行、TPP（環太平洋連携協定）やカジノ推進解禁法の強行等々、枚挙にいとまがありません。

9月28日召集された臨時国会の冒頭、安倍首相は森友・加計疑惑隠しの衆議院の解散を強行しました。10月22日投開票された総選挙の結果は、自民党が公示前の284議席を確保し、公明党と合わせて、憲法改正の発議や法律案の再議決ができる3分の2以上を超え、改憲容認の希望の党と維新の党を合わせれば改憲勢力で8割を超えました。こうした結果となったのは、①非民主的な小選挙区制の弊害（自民党は比例代表選挙では33%の得票率にもかかわらず全体で61%もの議席を獲得し、小選挙区では47.8%の得票率で74.4%の議席を獲得）と、②安保法制・改憲容認の小池新党＝希望の党の結成と民進党の合流という、市民と野党の共闘に分断が持ち込まれたため。また、③史上2番目の低さという低投票率（53.70%、前回は最低の52.66%）にも助けられました。しかし、沖縄では「オール沖縄」が3勝、新

潟では野党共闘候補が小選挙区6選挙区中4選挙区で勝利、北海道では12選挙区すべてで市民と野党の統一候補が実現し5選挙区で勝利し、立憲3野党全体では公示前38議席から69議席に増加しています。総選挙の結果は、安倍政治を終わらせるには、市民と野党の共闘しかないことをあらためて証明したといえます。

7月7日、国連加盟193カ国中122カ国の賛成で、歴史的で画期的な「核兵器禁止条約」が採択され、9月20日には同条約の署名・批准が始まり、初日に発効条件の50カ国が署名し、90日後の発効が確実なものとなりました。

(2) 経済・社会情勢

安倍内閣発足以降、2013年から4年連続でワーキングプア（年収200万円以下の労働者）が1,100万人を超えました。一方で、大企業の内部留保は400兆円の大台に乗り、日本の上位40人の大金持ちの資産はこの4年間で倍となり、日本の下から半数・6千万人の資産と同じとなっています。こうした事態は、安倍内閣による金持ち優遇税制の維持、法人税減税と一体となった消費税の大増税、そして生活保護、年金、医療・介護など社会保障制度の連続改悪がもたらしたものです（安倍内閣の5年間で法人税の減税は4兆円、社会保障の負担増と給付減が6.5兆円、消費税は単年度で7兆円の負担増）。

安倍内閣は、「一億総活躍社会」を標榜し、「生産性革命」(*)、「人づくり革命」をすると豪語しています。アベノミクス以来、手を変え品を変え、さまざまなことを思いつきのようには言っていますが、貫かれているのは新自由主義にもとづく規制緩和「構造改革」、「日本を世界で一番企業が活動しやすい国」にするということです。2018年度予算概算要求では、軍事費が過去最高の5.26兆円となったのに対し、社会保障費は自然増を5年連続で削減しトータルで1兆5千9百億円もの削減となります。

(*)「労働生産性の向上」について、労働生産性は、国レベルでは「GDP（国内総生産）÷就業者数（または就業者数×労働時間数）」で計算され、企業レベルでは「生産量（または付加価値）÷労働者数（または労働者数×労働時間数）」で計算されます。労働生産性は「労働強化をすれば」向上します。「労働生産性の向上等を促進する」ことを目的にすれば、労働者の労働や国民生活より企業のもうけを優先することにつながっていきます。「労働生産性」は全く意味のないもの（企業にとって意味があるのは利益、特に最終剰余であり、労働者にとって意味があるのは賃金であり労働時間）であり、労働者をごまかしやすいもの（GDPが停滞し、長時間労働の日本は労働生産性が低くなる）であることをしっかりおさえることが大切です。

最近「労働力不足」が喧伝されています。基本的には15～64才の生産年齢人口、新卒就業者数の減少によるものですが、有効求人倍率が高いのは保安7.25倍、接客・給仕3.92倍、建設・採掘3.90倍、介護サービス3.63倍と賃金・労働条件が劣悪な業種であり、必要な人材確保には賃金・労働条件の改善、雇用の安定化を図ることが急務です。また、11月から介護分野にも外国人技能実習制度が導入されることとなりましたが、外国人技能実習制度は多くの日本人労働者が敬遠する低賃金で労働がきつい農業や縫製業、建設業などで多く活用されており、「現代の奴隷制度」とも言われている制度です（2016年末の外国人技能実習生は23万人）。外国人技能実習制度は廃止し、外国人労働者の基本的人権の保障と労働者保護法の厳格な適用を前提として、外国人労働者の秩序ある受け入れを行っていくべきです。

福島原発事故の国と東電の責任を問う裁判では、「国と東電は津波を予見でき、事故は防げた」、「国は東電に対策を命じる規制権限があり、それをしなかった国に責任がある」とした判決が出されました（3月17日・前橋地裁、10月10日・福島地裁）。神戸製鋼で製品の検査データを改ざん、日産・スバルで無資格者が完成品の検査など大企業の不正事件が相次いで明らかになっていますが、大企業のモラ

ルの欠如とその社会的責任の無自覚が問われています。

2 働くもののいのちと健康をめぐる動き

(1) 安倍「働き方改革」をめぐる動き

9月15日、厚生労働省の労働政策審議会は、安倍「働き方改革」関連一活法案を「おおむね妥当」と答申しました。雇用対策法「改正」案は、①目的条文の「雇用に関し」を「労働に関し」に変更する、②「労働生産性の向上等を促進して」を挿入する、③国の施策に「多様な就業形態の普及」を追加するなど、国民の勤労の権利を保障する法律から企業のための労働施策を総合的に推進する法律に根本的に転換しようとするものです。労働基準法の労働時間法制の「改正」案は、①「単月で100時間未満」、「2～6カ月の平均で80時間以内」という過労死ラインの時間外労働の上限規制の容認（自動車の運転・工作物の建設・医師は5年間先送り、新技術・新商品等の研究開発業務は適用除外）、②定額・働かせ放題の「高度プロフェッショナル制度」の創設と企画業務型裁量労働制の規制緩和などとんでもない代物ですし、労働契約法・パート労働法・労働者派遣法「改正」案における「同一労働同一賃金」は、これまでの法律の内容とほとんど変わりのない実効性がないものです。

また、安倍内閣は、「雇用によらない働き方」ということで、労働者保護法の適用を受けない、労働保険や社会保険からも排除された「労働者性」を否定された無権利な労働者を増やそうとしているが、労働法のない前近代的な社会に逆戻りさせるもので絶対に許すことはできません。その他、公労使三者構成ではない「労働政策基本部会」の設置や、解雇の金銭解決制度の創設にも注意が必要です。

(2) 過労死・過労自殺をめぐる動き

若者の過労死・過労自殺が大きな社会問題となりました。電通・高橋まつりさんの過労自死問題では、電通の違法残業の労基法違反を問う公判が東京簡裁で開廷され、有罪判決が下されました。新国立競技場の建設現場の23才の青年の過労自死や、NHKの女性記者の過労死も大きく取り上げられました。

過労死等防止対策推進法にもとづき、『過労死等ゼロ』緊急対策（2016年12月）が決定され、さまざまなとりくみが進められました。

① 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の公表（2017年1月20日）；

i 労働時間の考え方：労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

ア. 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ. 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ. 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

ii 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置：始業・終業時刻の確認及び記録、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法。自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行わざるを得ない場合に、自己申告により把握した労働時間と入退場記録などから把握した在社時間に著しい乖離があったときは、使用者が実態調査を行うこと、等々。

② 是正指導段階の企業名公表制度の強化

③ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催：2017年度は全都道府県で開催

「平成29年版過労死等防止対策白書」の公表（2017年10月6日）

- ・ 週60時間以上働く労働者は目標2020年までに5%以下に対し、429万人・7.7%（前年比▲21万人・▲0.5%）、最高だった2004年の639万人・12.2%より減少はしているがまだまだ多い。30代・40代の男性労働者に多い。週35時間以上働く労働者では12.0%を占める。
- ・ 年休消化率は目標70%以上に対し48.7%と横ばい状況。メンタルヘルス対策をとっている事業場は目標80%以上に対し59.7%。
- ・ 過労死等の現状は脳・心臓疾患の労災の支給決定が200件台後半から300件台で推移（2016年は260件で、内死亡事例が107件）、精神障害は増勢にあり2012年以降400件台で推移（2016年は498件、内自殺・自殺未遂は84件）。脳・心臓疾患は50代・40代が多く、精神障害は30代・40代・20代が多い。脳・心臓疾患は「運輸業・郵便業」、「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」の順に多く、精神障害は「製造業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」、「運輸業・郵便業」の順に多い。
- ・ 重点業種として、自動車運転従事者、外食産業、法人役員・自営業者を調査・分析。

(3) アスベスト裁判

- ① 北海道訴訟札幌地裁判決（2月14日）：国の責任は認めたが、企業の責任は認めず。
- ② 神奈川第2陣訴訟横浜地裁判決（10月24日）：国と企業の責任を認める判決
- ③ 神奈川第1陣訴訟東京高裁控訴審判決（10月27日）：高裁段階の初めての判決、国と企業の責任を認め、一人親方も救済。原告75人中56人の方がすでに亡くなっておられ、1日も早い解決が求められる（「被害者補償基金制度」の創設を！）

(4) 2016年の労災の発生状況

- ① 死亡災害：死亡者数は928人で、2015年の972人に比べ44人・4.5%の減少、2年連続で過去最少に。死亡者が多い業種は、建設業294人、製造業177人、陸上貨物運送業99人の順。事故の型別では、高所からの「墜落・転落」232人、「交通事故（道路）」218人、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」132人
- ② 死傷災害発生状況：労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上）は117,910人で、2015年より1,599人・1.45%の増と高止まり。死傷者数が多い業種は、製造業26,454人、建設業15,058人、陸上貨物運送業13,977人、小売業13,444人の順。事故の型別では、つまずきなどによる「転倒」27,152人、高所からの「墜落・転落」20,094人、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」15,081人の順。

(5) 2016年定期健康診断の実施結果及びストレスチェックの実施状況

2016年の定期健康診断実施結果における有所見率は53.8%と年々増加。多い順に血中脂質32.2%、血圧15.4%、肝機能検査15.0%、血糖検査11.0%。有所見率の高い業種は（60%以上）、製造業では電気ガス65.6%、鉱業69.9%、建設業62.2%、運輸交通61.5%（道路旅客72.0%）、農林業65.8%、畜産水産63.0%、清掃と畜67.8%、官公署61.7%。

ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を実施。ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は78.0%。スト

レスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。いの健センターとして、ストレスチェック制度について、今日時点における、その意義と活用について、あらためて検証していくことが求められています。

Ⅲ 2018 年度活動方針

1 結成 20 年を迎えるいのちと健康全国センターの到達点と課題

(1) いのちと健康全国センターは、2012 年 12 月の総会で、「15 年目を迎えた全国センターの課題と活動方向」をまとめました。

1 全国センターの優位性と課題
① 優位性
i 加盟組織・個人が持つ情報量の多さとその有機的活用
ii 豊富な経験
iii 全国をつなぐ横の連携
iv 「予防・職場改善・補償・制度改革」の総合性
② 課題
i 担当者の高齢化と後継者不足
ii 「新たな疾病」の発掘につながった事例の少なさ、「衛生」問題に比べて「安全」問題のとりくみが不十分
iii 学者・研究者との連携の弱さ
iv 国政への影響力
2 中期的計画の柱
① 後継者の育成、いの健活動家の養成
② 連携の強化、特に専門家との連携を強める研究会活動の強化
③ 全国のネットワークの強化・発展；労働運動、地方センター、専門家・学者・研究者との連携の強化。
④ すべての都道府県に地方センターを確立する。

(2) 2013~16 年度の活動を振り返って（2016 年度の活動については前述）

① 人づくり・後継者育成のとりくみ

- ・ 2013 年度：第 9 回労働安全衛生学校の開催（東京、140 人参加）
- ・ 2014 年度：中央カレッジの開催、第 10 回労働安全衛生中央学校（金沢市内、124 人参加）
- ・ 2015 年度：中央カレッジ、第 11 回労働安全衛生中央学校（東京、71 人参加）
- ・ 2016 年度：第 12 回労働安全衛生中央学校（記念講演のみ理事会の公開学習会として開催）

② 研究者との連携強化のとりくみ

- ・ 2013 年度：「検診・職場の健康管理ワーキンググループ」の立ち上げ、「SE 労働と健康研究会」の立ち上げ準備
- ・ 2014 年度：引き続き化学物質研究会、メンタルヘルス研究会、検診・職場の健康管理ワーキンググループ、SE 労働と健康研究会を開催

- ・ 2015 年度：引き続き化学物質研究会、メンタルヘルス研究会、検診・職場の健康管理ワーキンググループ、SE 労働と健康研究会を開催
- ・ 2016 年度：引き続き化学物質研究会、メンタルヘルス研究会、SE 労働と健康研究会を開催
- ③ ディーセントワークの実現をめざす制度政策要求
 - ・ 2013 年度：いの健全国センター「政策・制度要求」の改定作業、行政不服審査法「改正」に対する対応、過労死防止基本法制定を求める運動への協力、企業名公表裁判の支援、
 - ・ 2014 年度：労働基準行政検討会を中心とした活動、精神疾患の労災認定基準に関する要請、労働安全衛生法「改正」案と労働法制改悪反対のとりくみ
 - ・ 2015 年度：改訂「制度・政策要求」の確定
 - ・ 2016 年度：不服審査法「改正」の厚労省レクチャーの実施
- ④ すべての都道府県に地方センターの確立をめざすとりくみ
 - ・ 2013 年度：第 8 回地方センター交流集会の開催（岡山県倉敷市内、52 人）
 - ・ 2014 年度：岩手県センター結成、第 9 回地方センター交流集会（岩手県内、41 人）
 - ・ 2015 年度：第 10 回地方センター交流集会（岐阜県内、36 人）
 - ・ 2016 年度：第 11 回地方センター交流集会（第 18 回総会に引き続いての開催）、全国 30 番目のセンターとして徳島センターの結成
- * 被災者救援活動と職場・労働組合としてのとりくみ、東日本大震災・原発事故の被災者・被災地への支援活動、国際機関との交流や政府機関の活用の取り組み、全国センターの機能強化のとりくみについては省略

2 結成 20 周年を迎え、新たな発展をめざすいのちと健康全国センターの目標と課題

(1) 目標

「健康権」（健康に生きる権利、健康で安全に働く権利）をすべての働く人びとに！

農漁民・自営業者も含むすべての働く人びとが適切な労働安全衛生サービスを受ける権利を有しています。

- ・ WHO (World Health Organization、世界保健機関)；「健康とは、完全な身体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病や病弱の存在しないことではない」(WHO 憲章前文)。
- ・ ヘルスプロモーション (Health Promotion、健康の増進・奨励)；「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセス」が大事で、「健康は生きる目的ではなくて、毎日の生活の資源である」(2005 年再定義)

すべての働く人びとを視野に入れて；

- ① 組織労働者、とりわけ若年労働者
- ② 派遣、パート・アルバイトなどの非正規労働者（多くが若年・女性・高齢労働者）
- ③ 外国人労働者
- ④ 雇用関係によらない労働者
- ⑤ 農漁民・自営業者
- ⑥ 障害者
- ⑦ 主婦などのアンペイドワーカー

(2) 課題

- ① 労働安全衛生

- 1 政労使三者による労働安全衛生に関する協議機関の設置と民主的運営
- 2 事業主に対する労働安全衛生に関する包括的責任の明確化
- 3 「知る権利」と「学習権」の確立
- 4 情報アクセス権の確立
- 5 労働安全衛生活動における労働者の参画権・自己決定権の確立
- 6 危険労働に対する回避権・告発権の確立
- 7 職場におけるハラスメント対策の強化
- 8 職業リハビリテーションを受ける権利の確立
- 9 企業から独立した産業医活動の保障と勧告権
- 10 家族的責任を果たす権利
- 11 ジェンダー平等を貫く
- 12 国際規約・基準への積極的対応

② 労災補償

- 1 挙証責任を使用者に
- 2 「知る権利」の拡充
- 3 厚生労働省の審議会・研究会の民主化
- 4 労災対象の明確化
- 5 労災医員の民主化
- 6 労災認定行政の民主化
- 7 自営業を含む全ての働く人びとに労災の適用を

3 センター機能の強化

- (1) 交流にとどまらない政策作りの活性化をおこないます。
- (2) 「人づくり」を本格化します。
- (3) 他団体との関係を強化します。
- (4) 理事会機能の改革を図ります。

4 具体的なとりくみ

- (1) 人づくり・後継者育成のとりくみ
- ① 第2回労働安全衛生カレッジを無事に終了させます。

第2回労働安全衛生中央カレッジ・第4課

- 1 開催日時・場所：2018年2月10日（土）午前10時30分～、滋賀県庁北新館3階中会議室、11日（日）午前10時～、びわこ学園、午後・滋賀医科大学の教室
- 2 主な内容：「職場の健康管理＋人間工学的改善」、「職場の有害物質・職場環境」～リスクアセスメント、筋骨格系障害防止のための職場改善、職場巡視と実践報告など

- ② 第6回「健康で安全に働くための交流集会」を開催します。

第6回「健康で安全に働くための交流集会」の開催について（案）

- 1 開催日・場所：5月26日（土）～27日（日）、東京都内
- 2 これまでの経過：
 - ① 第5回：2012年10月20日（土）午後1時開会～21日（日）12時30分、滋賀県雄琴温泉「琵琶湖グランドホテル」
 - ② 第4回：2010年10月2日（土）午後1時30分～3日（日）正午、静岡県伊東温泉「ハトヤホテル」
- * メンタルヘルス問題を中心テーマに開催
- 3 今回の開催の趣旨：
 - ① 職場での労安活動の活性化、交流
 - ② 安倍「働き方改革」に対抗し、真の「働き方改革」の実現をめざす。
 - ③ 長時間・過密労働の解消、ブラック企業・ブラックバイトの撲滅、過労死・過労自死の一扫、パワハラのない職場の実現などをテーマに
- 4 今後の進め方：単産選出理事を中心に企画委員会を設置して、具体化を図る。

(2) 調査・研究活動と専門家との連携

- ① これまでの研究会活動の到達点と課題を整理し、新たな発展をめざします。

(3) 制度・政策要求と労働行政に対すとりくみ

- ① 安倍「働き方改革」に反対し、真の「働き方改革」をめざしとりくみます。
職場・地域を基礎にした、学習、署名・宣伝活動を推進します。
- ② 認定・裁判闘争の交流の強化、理論的究明を図ります。

労災・職業病認定裁判闘争交流集会

- 1 開催日時・場所：12月9日（土）午前10時～午後3時、平和と労働センター・全労連会館8階・全日本民医連会議室
- 2 主な内容：主催者あいさつ／基調報告／裁判の取り組みの報告（トンネルじん肺、建設アスベスト、過労死企業名公表裁判、過労死・過労自死裁判、愛知県豊川市役所における過労死の再発防止）／質疑・意見交換／分散会討論／全体会（分散会討論の報告とまとめ）

(4) 地方センターの確立と活性化をめざすとりくみ

- ① 第13回地方センター交流集会を開催します。
- ② 全都道府県における地方センターの確立をめざします。

(5) 被災者の救済と予防の活動

- ① 過労死・過労自死をなくすとりくみを強化します。
- ② アスベスト被害の救済と飛散防止にとりくみます。

(6) 職場・地域におけるいのちと健康を守る活動

- ① 年2回、単産担当者会議を開催します。

② いの健全国センター加盟の全単産のすべての職場で労安活動が職場で日常的にとりくめるように、援助と交流の活動を強めます。

(7) 大規模災害被災地問題・原発問題、安全問題のとりくみ（今後具体化を図ります）

(8) 全国センターの機能の強化

① 理事会機能の強化を図ります。

② 事務局の日常活動を強化します。

③ 季刊誌と通信の内容の改善・充実を行います。

④ 会員拡大と財政強化にとりくみます。

(10) 20周年記念事業の実施

① 「20周年記念誌」を発行します。

② 来年度の総会終了後に、「20周年記念レセプション」を開催します。

(以上)